

事例調査結果(立地手順)

＜今回のご報告事例＞

		立地手順	
		国内	海外
低レベル放射性廃棄物処分施設		■ 低レベル放射性廃棄物処分施設【表1-1】	■ 低レベル放射性廃棄物処分施設(スイス、英国、韓国)【表1-1】
類似施設	高レベル放射性廃棄物処分施設	■ 高レベル放射性廃棄物処分施設【表2】	—
	使用済燃料中間貯蔵施設	■ 使用済燃料中間貯蔵施設【表2】	—
	産業廃棄物処分施設	■ 産業廃棄物最終処分施設【表2】	—
	研究施設等	■ 国際熱核融合実験炉【表2】	—

表 1-1 低レベル放射性廃棄物処分施設の立地手順

国	施設	国の役割	サイトの選定方式と手順		
			立地選定手順	結果までの経過	結果
日本	低レベル放射性廃棄物処分施設	<ul style="list-style-type: none"> 事業主体の監督 原子力政策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者側から関係自治体への立地協力要請の申入れ 事業主体による立地調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者側が関係自治体に対して、原子燃料サイクル三施設の立地の包括的協力を要請 ② 同年：事業者側が一括立地、事業規模を決定。その旨を関係自治体へ報告し、立地協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係自治体が検討、立地協力要請を受諾 ② 関係自治体と事業主体との間で立地への協力に関する基本協定書を締結
備考：事業者側から関係自治体へ立地協力要請を申入れ、関係自治体と事業主体との間で協定書を締結					
スイス	<p>1. ヴェレンベルグ計画まで（～2002年）</p> <p>低・中レベル放射性廃棄物処分施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 1978年「原子力に関する連邦法」 実施主体に対して、処分の実現性を示すことを指示 上記を受け、実施主体が提出した「保証プロジェクト報告書」を承認 <p>2. ヴェレンベルグ計画以後（2002年～2010年）</p> <p>低・中・高レベル放射性廃棄物処分施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物処分概念専門家グループの分析 2005年、「新原子力法」「新原子力法令」施行 連邦議会の「特別計画」承認 	<p>実施主体が全国レベルで絞り込みを行い、3地点まで絞り込んだ段階でヴェレンベルグを追加。</p> <p>地質学的長期安定性、母岩の広がり、環境影響等の観点から最終的にヴェレンベルグを選定し、連邦政府、州政府、コミュニティに申請。 (全国⇒100 ⇒20 ⇒ 3 ⇒ 4 ⇒ ヴェレンベルグ)</p> <p>「新原子力法令」に追加された「特別計画」によるサイト選定計画に従って以下の3段階の立地手順で進行中。</p> <ol style="list-style-type: none"> 低・中レベル及び高レベル放射性廃棄物それぞれに複数の候補サイト地域を選定 それぞれについて、少なくとも2ヶ所以上の処分場候補サイトを選定 それぞれについて処分場サイトを1ヶ所選定（または全ての廃棄物を処分する処分場サイトを1ヶ所選定）し、概要承認手続を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1994年：連邦に対して一般許可申請* ② 同年：コミュニティに対して建設・操業許可申請* ③ 1995年：州に対して土地使用権の許可申請* ④ 2002年：州に対して、試掘ボーリングのみを行うとする修正案の申請* *連邦政府、ニドヴァルデン州、立地サイトのコミュニティといった政治レベルの階層があり、複雑な許認可制度が存在した。 ⑤ 2002年：ヴェレンベルグ計画の否決 ⑥ 2002年：放射性廃棄物処分概念専門家グループによる分析 ⑦ 2005年：「新原子力法令」施行による立地プロセスの確定 ⑧ 2008年：実施主体による候補サイト公表 ⑨ 2010年：地域参加プロセスに参加する自治体候補の公表 	<ul style="list-style-type: none"> →① 州民投票により否決 →② 住民投票により可決 →③ 州民投票により否決 →④ 州民投票により否決、ヴェレンベルグ計画の断念 〔①の州民投票は参考の位置づけ〕 →⑤ 2003年：ヴェレンベルグの試掘ボーリング跡の修復 →⑥ 社会的な対話と公衆参加の必要性 →⑦ 3段階の立地手順 →⑧ LILW (6地域) 及びHLW (3地域) →⑨ 処分場が建設される可能性のある州、「計画範囲」に含まれる自治体内で地域参加の準備を行う作業チーム及び隣接するドイツ国内の郡 	
備考：					
<ul style="list-style-type: none"> 「保証プロジェクト報告書」を作成するに際して、実施主体は3地点の中から既存情報に富んだオーベルパウエンシュトックを選定したが、ここには多くの道路トンネルが存在しサイトとしては不適格であることが判明したため、同種の岩盤を有する候補地として最初の100地点に含まれていたヴェレンベルグを追加した。 スイス原子力法の下では、原子力施設の一般許可や建設・運転許可の手続きは、連邦政府、連邦内閣及び議会で実施され、国民投票や州民投票に付託されることはなかった。しかし、処分場の立地問題に際しては、たとえ連邦法と矛盾しても州法には優先権があるとニドヴァルデン州が主張し、連邦議会もこの州法を受け入れたとされている。 ヴェレンベルグ計画は、2002年9月の州民投票で最終的に否決されたが、この時点においてスイスでは、少なくとも40年間の原子力発電所操業から発生する廃棄物を貯蔵するだけの容量は確保されていた。 					

表 1-2 低レベル放射性廃棄物処分施設の立地手順

国	施設	国の役割	サイトの選定方式と手順		
			立地選定手順	結果までの経過	結果
英国	1. セラフィールド地下研究施設計画まで (1987年～1997年) 低・中レベル放射性廃棄物処分施設	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の管理政策責任当局として環境省（現、環境・食糧・地方事業省）の創設 放射性廃棄物管理諮問委員会を設立 ナイレックス社を設立 	<p>実施主体が全国レベルで絞り込みを行い、2 地域まで絞り込んだ段階で初めてサイト名を公表。最終的に輸送の利便性の観点からセラフィールドを選定し、地下研究施設の建設計画をカンブリア州政府に申請。 (全国 ⇒ 537 ⇒ 204 ⇒ 165 ⇒ 117 ⇒ 39 ⇒ 17 ⇒ 12 ⇒ 2 ⇒ セラフィールド)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 1987年：実施主体のサイト選定開始 ② 1991年：セラフィールドでの処分場設計概念を発行 ③ 1992年：地下研究施設の建設を公表 ④ 1994年：地下研究施設建設計画をカンブリア州政府に申請 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 放射性廃棄物管理諮問委員会による懸念表明 ④ 8年後：現地審議機関による拒否 10年後：州政府による拒否の支持 地下研究施設計画の断念
	2. セラフィールド地下研究施設計画以降 (1997年～現在) 低・中・高レベル放射性廃棄物処分施設	<ul style="list-style-type: none"> 協議文書2001(公衆との協議プロセスの開始) 放射性廃棄物管理委員会の設立 2005年、英国原子力廃止措置機関活動開始 環境・食糧・地方事業省による白書2008 	<p>環境・食糧・地方事業省が白書2008において、以下の6段階の立地プロセスを提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第1段階：立地プロセス協議への参加に関心を持つ地域の公募 ② 第2段階：不適格地の判定 (初期スクリーニング) ③ 第3段階：自治体内での協議 ④ 第4段階：参加地域の机上調査 ⑤ 第5段階：候補地域での地表調査 ⑥ 第6段階：地下のサイト特性調査 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 1999年：英国上院科学技術委員会が「公衆の受容」という観点から枠組みを提供 ⑥ 2006年：放射性廃棄物管理委員会による勧告* ⑦ 2008年：環境・食糧・地方事業省が白書を公表し、立地プロセス協議への参加に対し関心を持つ地域の公募を開始 <p>*勧告10：地域社会の関与は、自発性の原則、すなわち参加することへの意欲の表明に基づいたものであるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 環境・食糧・地方事業省が勧告案の受け入れ ⑦ 2008年7月：カンブリア州コーブランド市の応募 2008年12月：カンブリア州の応募 2009年1月：カンブリア州アラデル市の応募 ⑧ 2010年6月：初期スクリーニングの開始
<p>備考： 初期には、専門家の口頭報告に基づいたナイレックス社の幹部による判断などでサイトが絞り込まれ、具体的な経緯は記録に残されず、最終的にセラフィールドとドーンレイ以外のサイト名は伏せられていた。英国政府は、セラフィールドの地下研究施設計画以降は、立地プロセスへの地域社会の関与は自発性の原則、すなわち参加することへの意欲の表明に基づいたものであるべきとの方針を採用したが、これは事業主体と地域社会との話し合いの場を構築することを前提としたものである。ただし、英国政府は特定の地域に話し合いへの参加を要請したわけではなく、「白書2008」の発行を通じて公募を行った。</p>					
韓国	低・中レベル放射性廃棄物処分施設	<ul style="list-style-type: none"> 1977年、産業資源部（放射性廃棄物管理政策責任当局）による放射性廃棄物管理計画 2004年、誘致公募に関する告示 同年、地域支援特別法 同年、候補地選定に関する告示 	<p>2000年から2005年にかけて、数次の政策転換による立地プロセスの見直しが行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部46の地方自治体を対象とした公募 事業者主導による全国からのサイト絞り込み 住民による誘致請願 政策見直しにより、再び公募 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2000年6月～2001年6月：沿岸部46自治体を対象に公募。 ② 2001年7月～2003年2月：事業者主導で全国レベルから順次絞り込み、2サイトまで絞り込んだ段階でブアン省ウィドを追加し、最終的にウィドを選定。 ③ 2004年2月：住民による誘致請願方式を告示。 ④ 2004年～2005年：地域支援策（300億円の給付、韓国水力・原子力株式会社の本社移転）や住民の参加を法で明確に規定し、再度、自治体に対して公募。 ⑤ 2007年1月：許認可申請 ⑥ 2009年1月：放射性廃棄物管理事業の実施主体（韓国放射性廃棄物管理公団）の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ① 応募した自治体はなし ② ウィドを選定したことによる社会的軋轢で頓挫 ③ 10地域からの請願があったが、いずれの自治体も申請せず ④ 4地域から誘致申請があり、住民投票でキョンジュ市を選定 ⑤ 2008年8月：処分施設の建設・操業許可
		<p>備考： 結果的に自治体は応じなかったが、住民による誘致請願方式は他に見られない事例である。この方式は、自治体の長が責任を負うことなく、自治体に意思があれば次の段階に進むことを可能とする。</p>			

表2 類似施設の立地手順

国	施設	国の役割	サイトの選定方式と手順		
			立地選定手順	結果までの経過	結果
日本	高レベル放射性廃棄物処分施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体の監督 ・ 基本方針・最終処分計画の策定、及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の市町村から文献調査の実施区域を公募 ・ 応募があった区域について、火山や活断層などの地質的な条件を満たすか否かを確認 ・ 調査・選定の第一段階である概要調査地区選定のための文献調査 ・ 概要調査地区選定後、概要調査、精密調査を行い、処分施設の建設地を選定 	① 現在、処分施設の立地可能性調査を行う区域を全国の市町村から公募中	① これまでに最終処分事業に関心を持つ地域は現れているが、文献調査を開始するまでには至っていない
日本	使用済燃料中間貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体の監督 ・ 原子力政策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からの立地可能性調査の申入れ ・ 事業者による調査の実施 	① 自治体からの立地可能性調査の申入れ ② 翌年：事業者による調査の実施 ③ 2年後：自治体、事業者が各地域で報告会を開催 ④ 3年後：自治体が設置する専門家会議による評価 ⑤ 3年後：市民説明会の開催	① 自治体による誘致表明及び事業者による協力要請 ② 県知事が立地協力要請の受諾を表明、協定を締結「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」
日本	産業廃棄物最終処分場 （「サイトの選定方式と手順」は、自治体による一例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内廃棄物処理政策の策定 	自治体が委員会を設置して検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用法規制等に基づき、回避地域を抽出 ・ 土地利用状況、地形、施設の規模等の観点から立地候補地を抽出及び公募 ・ 周辺状況、ふさわしくない地点及び可能性の低いと判断される地点を除外 ・ 現地調査及び市町村の情報等に基づく確認・検討により、可能性の高い候補地を選定 ・ 環境面、経済面から、課題の少ない候補地を選定（数地点） 	① 選定に係る基本ルール of 策定 ② ～翌年：委員会による検討（会議の結果、報告書等の資料を公開） ③ 2年後：検討及び選定結果を報告書にまとめ、知事へ報告	① 最終立地候補地として、3箇所を選定
日本	国際熱核融合炉実験施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協議への参加 ・ 国内誘致の主体 ・ 原子力政策の策定 ・ 国内候補地の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘致の希望を公募 ・ 誘致を希望する都道府県知事から調査項目に沿った提案書を受け付け ・ 提案書の内容に基づき、サイト調査条件への適合性等について評価を実施。評価にあたってAHP法により評価項目の設定、重み付けを実施。 	① サイト適地調査の決定 ② 同年：誘致自治体を公募、学識経験者によるサイト適地調査専門家会合を設置 ③ 同年：専門家会合による調査を実施・評価、報告	① 応募した自治体は3自治体（道、県）。 ② 専門家会合は、国内に適地があることを報告 ③ 国内候補地を閣議了解